



▲新しい「厚木市ふれあいプラザ」がオープン

厚木市では、市民の憩いやぎわいをつくる健康増進施設として、新しい「厚木市ふれあいプラザ」を令和5年12月に開館しました。同プラザは、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指すとともに、来たるべき災害に備えて安心・安全なまちづくりを推進し、支え合う地域づくりに取り組むため、市民の皆様により親しまれ、より多く利用していただける施設にする目的としております。

具体的な施設としては、①温水プール(25m遊泳×6レーン・歩行者用×2レーン・流れるプール)②スタジオジ・幼児用プール)③温浴(浴室・サウナ・水風呂)④トレーニングルーム(フリーウエイトコーナー・バイク・ランニング)⑤足湯⑥休憩室⑦会議室があります。施設の利用料金は、市内の方(厚木市・愛川町・清川村に在住・在勤・在学)と市外の方との料金体系が分かれています(※1参照)。

(2室)③温浴(浴室・サウナ・水風呂)④トレーニングルーム(フリーウエイトコーナー・バイク・ランニング)⑤足湯⑥休憩室⑦会議室があります。施設の利用料金は、市内の方(厚木市・愛川町・清川村に在住・在勤・在学)と市外の方との料金体系が分かれています(※1参照)。

## あなたの税金は こんなところに いきている

**税々イムズ**

発行 公益社団法人 厚木法人会  
厚木市栄町一丁目16番15号

(※1) 利用料金／令和5年12月現在のものです。詳しくは、ふれあいプラザHPをご覧ください。

		市内	市外	※市内: 厚木市・愛川町・ 清川村に在住・在 勤・在学の方。 (年/1回 登録書 が必要)
プール	一般(高校生以上)	1回 500円	1回 600円	
	小・中学生	1回 200円	1回 240円	
	幼児	1回 100円	1回 120円	
温浴	一般(高校生以上)	1回 470円	1回 560円	※左記金額以外に、 回数券や月額利用 券もあります。
	小・中学生	1回 180円	1回 210円	
	幼児	1回 80円	1回 90円	
トレーニングルーム	一般(高校生以上)	1回 400円	1回 480円	(2)にぎわいが地域に広がるよう、新 たに足湯を設置します。
スタジオ	スタジオ1・2	1時間 1,000円	1時間 2,000円	
	スタジオ(2部屋利用)	1時間 2,000円	1時間 4,000円	
会議室	机6台・椅子18脚	1時間 300円	1時間 600円	(3)健康増進の拠点施設として、神奈 川県が認証する「未病センター」を設置します。
足湯・休憩室		無料		



### ものしいTAX

#### 【航空機燃料税】

納税義務者は、原則航空機の所有者であり、積み込みの場所を納税地として課税されます。課税標

航空機燃料税法に基づき航空機に積み込まれた航空機用燃料(航空機の燃料用油、またはこれとの混合油で航空機の発動機整備、試運転のために消費された航空機用燃料を含む)に対し課税される国税です。

(5)災害時に温浴施設を使用した入浴支援を行います。

(4)健康増進の拠点施設として厚生労働省認定の「運動型健康増進施設」及び「指定運動療法施設」の認定を計画しています。

(3)健康増進の拠点施設として、神奈川県が認証する「未病センター」を設置します。

(2)にぎわいが地域に広がるよう、新たに足湯を設置します。

なお、従来の厚木市ふれあいプラザとの違いは次のとおりになります。  
(1)環境センターのごみ焼却の余熱を利用してプールの水温調節や暖房を稼働するなど、環境に配慮した施設となっていますが、さらに、令和7年12月の新ごみ中間処理施設稼働後は、発電した再生可能エネルギーを利用して、よりカーボンニュートラルなまちづくりに貢献できる施設となります。

# 地域に密着した法人会活動

## ◆第18回地域ふれあい講演会

毎年、著名人を招いて地域住民の皆さんを対象に講演会を実施しています。昨年10月26日には、キヤスター／ジャーナリストの安藤優子氏を招き「報道の現場から見た、これらの日本」をテーマにオンライン配信併用による講演会を開催しました。ユーモア溢れるテンポの良い話で大変好評でした。



準は積み込み数量であり、税率は1979年（昭和54年）4月1日以降、1キロリットルにつき2600円（注）であり、納税義務者は各月の積み込み数量を翌月末までに申告、納付することが決められています。国際線の航空機については、一定の条件のもとに非課税となっています。（注）航空機燃料税の軽減措置について

※対象となる航空機は、人が乗つて航空することができますが飛行機、ヘリコプター、飛行船、エンジンがついているグライダーなどです。ドローンのような無人のものは対象外です。

令和5年4月に租税特別措置法（以下「租特法」といいます。）の一部が改正され、航空機燃料税の軽減措置が令和10年3月31日まで延長されるとともに、軽減される税率が次のように見直されました。

航空機燃料税の13分の11は空港整備特別会計に繰り入れられて国の空港整備などに使用され、13分の2は航空機燃料譲与税法によりその5分の4は空港関係市町村、5分の1は空港騒音防止対策、空港整備などの財源として使用されています。

## ◆租税教室の運営協力

女性部会と青年部会は、租税教育活動の一環として、厚木税務署と協力し、管内の小学校（厚木・愛川・清川）の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や大切さについての意識と理解を高める活動を行っています。



### ◆税に関する絵はがきコンクール

女性部会は、子どもたちに税の大切さや税の果たす役割など、理解と関心を深めてもらうため、管内の中



学生を対象に税に関する絵はがきコンクールを実施しています。税



金で造られている建物・施設、税金で行われる仕事などを

の税の絵はがきを募集し、今回多くの作品が集まりました。

## ◆租税教育用の下敷きを配付

源泉部会は、納税意識の向上のため、管内の小学6年生を対象に、租税教育用の下敷き（約2800枚）を配付しています。税金の役割りや使われ方などが記載された下敷きで、先生や児童たちから大変喜ばれています。



航空機燃料税の税率（1キロリットル当たり）			
	航空機の種類		
	一般国内航空機（注1）	沖縄路線航空機（注2）	特定離島路線航空機（注3）
平成23年3月31日まで（本則税率）	26,000円	13,000円	19,500円
平成23年4月1日から令和3年3月31日まで	18,000円	9,000円	13,500円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	9,000円	4,500円	6,750円
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	13,000円	6,500円	9,750円
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	15,000円	7,500円	11,250円
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	18,000円	9,000円	13,500円

（注1）「一般国内航空機」とは、租特法第90条の8の2第2項に規定する一般国内航空機をいいます。

（注2）「沖縄路線航空機」とは、租特法第90条の8の2第1項に規定する沖縄路線航空機をいいます。

（注3）「特定離島路線航空機」とは、租特法第90条の9第1項に規定する特定離島路線航空機をいいます。



法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。

## わたしたちは 電子納税を推進しています

■確定申告はスマホがおすすめです！  
■申告書作成会場

国税のダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)がますます便利になります！

令和6年4月から、申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付をあらかじめ設定することができるようになります。

▲地方税の納付手続は  
こちらから  
  
eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー

▲国税の納付手続は  
こちらから  
  
国税庁e-Taxキャラクター  
イータ君

【申告書作成会場でも、原則、「自身のスマホで申告していただきます】

■申告書作成会場

開設 2月16日(金)～3月15日(金)  
※土、日及び祝日を除く。ただし、2月25日の日曜日は開場します。

なお、年金受給者や給与所得者の還付申告書の作成相談については、開設期間前でも署内で受け付けています。

受付時間 午前8時30分～午後4時  
※相談は、午前9時～午後5時

持ち物 源泉徴収票など申告書作成に必要な書類、スマホ及びマイナンバーカード

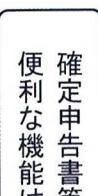
申告書作成会場では、混雑回避のため、当日に「入場整理券」を配付しますが、「入場整理券」の配付状況に応じて配付を終了する場合があります。

地方税のお支払いが簡単・便利になりました！  
納付書に「eLTAX」があれば、地方税お支払いサイトやスマート決済アプリが利用できます。

▲地方税の納付手続は  
こちらから  
  
eLTAXイメージキャラクター  
エルレンジャー

作成コーナー  
  
令和4年分の確定申告をした方のうち、  
3人に2人が  
e-Taxで申告しています！

- ・青色申告決算書や收支内訳書も作成できます。
- ・消費税の申告にも対応しています。
- ・スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動で入力します。
- ・スマートフォン決算書や収支内訳書も作成できます。
- ・消費税の申告にも対応しています。

便利な機能はコチラ  


## 市町村からのお知らせ

市町村民税・県民税の申告期限は3月15日までとなりますので、お早めの申告をお願いします。

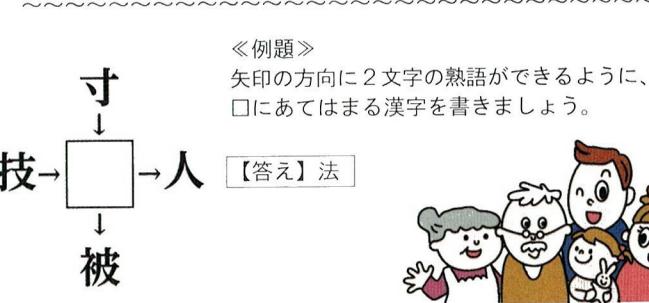
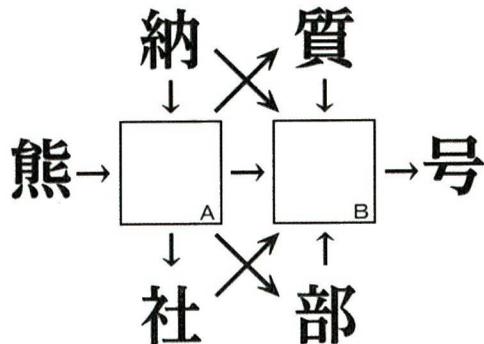
申告にあたっては、個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類が必要となります。(1)または(2)いずれか必要となりますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 個人番号通知カード+身元確認書類（写真表示の無い身元確認書類の場合は2点必要です。）

## ●パズル・熟語づくり●

【作者紹介】株式会社ニコリ

※矢印の方向に2文字の熟語ができるように、A・Bにあてはまる漢字を書きましょう。（答えは同ページ最下部にあります。）



◆厚木市役所からのお知らせ  
市民税・県民税申告書の受付は2月1日(木)から始まります。申告が

必要な方は、3月15日（金）までに必要書類を添付して、郵送又は市民税課（本庁舎2階5番窓口）に持参されるか、インターネットで申告書を作成・送信（詳しくは市ホームページをご確認ください。）して申告してください。

また、市内公民館（地区市民センター）で申告相談を開設します。各公民館の受付の詳しい日程等については、市ホームページ又は1月15日発行の広報あつぎ特別号「市民税・県民税申告お知らせ号」で確認をお願いします。

例年、申告会場は大変混雑しますので、郵送又はインターネットでの提出を推奨しています。

不明な点については、市民税課までお問合せください。

問合せ先 厚木市役所 市民税課

電話 (225) 2010 (直通)

※所得税の確定申告の相談・申告等は、厚木税務署へお願いします。

【市税の納付方法について】

安心・便利で納め忘れのない口座振替のほかにコンビニ納付、ペイジー納付ができます。また、PayPay等スマホアプリを利用した納付もできます。

問合せ先 厚木市役所 収納課

電話 (225) 2020 (直通)

◆愛川町役場からのお知らせ――  
確定申告相談会の詳しい日程、会場などは2月発行の広報紙や町ホームページをご覧ください。  
問合せ先 愛川町役場 税務課 町民税班  
電話 (285) 6915 (直通)

【地方税統一QRコードを利用した納税】

令和5年4月から、納付書の表面に地方税統一QRコード(eL-QR)が印字してある場合は、地方税共同機関が提供する「地方税お支払サイト」を利用したキャッシュレス決済(クレジットカードやスマートフォン決済アプリ等)ができるようになりました。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください。

## ●税の標語を募集中●

当会では、税について理解を深めていただくため「税の標語」を募集しています。この機会に税のことを考えてみてはいかがでしょう。入賞者は記念品を贈呈いたします。是非ご応募ください。

《賞》

最優秀賞(1点)：クオカード1万円  
優秀賞(1点)：クオカード5千円



### 【応募先】

〒243-0017  
厚木市栄町一丁目16番15号  
公益社団法人 厚木法人会  
電話 (221) 1055  
FAX (222) 3808  
E-mail info@a-net.or.jp

国税の申告と納税は  
e-Tax (イータックス)  
地方税の申告と納税は  
eLTAX (エルタックス)  
申告と納税はインターネットで  
決済(クレジットカードやスマート  
フォン決済アプリ等)ができるよう  
になりました。詳しくは「地方税お  
支払サイト」をご確認ください。

【パズル・熟語づくり】[答え] A: 本、B: 屋

厚木法人会の管轄地域は、厚木市・愛川町・清川村です。

## ●ぜいきんクイズ●

航空機燃料税についてのクイズです。航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に課税され、航空機の所有者または整備・試運転者が納税義務を負います。税率は航空機燃料1キロリットルにつき26,000円ですが、令和5年4月に航空機燃料税の軽減措置が令和10年3月31日まで延長され、軽減される税率が見直されました。

ここで問題です。令和6年1月現在での一般国内航空機の航空機燃料税の税率(1キロリットル当たり)は、次の①から④のうちどれでしょう？

- ① 26,000円
- ② 6,500円
- ③ 9,750円
- ④ 13,000円



### 【応募方法】

ハガキに答えと氏名、住所を明記のうえ、郵送で2月15日までに左記の応募先(厚木法人会)へお送りください。正解者の中から抽選で50名の方に粗品を進呈いたします。

佳作 作品(一人一点)に、氏名、住所、電話番号を明記のうえ、郵送もしくはFAX、またはメールで3月末日までに左記の応募先(厚木法人会)へお送りください。

## ◆清川村役場からのお知らせ―― 2月16日(金)～3月15日(金)まで

(土、日及び祝日を除く)の間は、簡易な確定申告(給与・年金所得など)

簡易な申告のみ)の受付・相談も併せて行います。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 税務係

電話 (288) 3859 (直通)

【村税の口座振替の利用について】

村税などの納付は、便利な口座振替をご利用ください。お申し込みは、

村指定の金融機関および役場で簡単にお手続きができます。

問合せ先 清川村役場 税務住民課 公金収納係

電話 (288) 3859 (直通)

【バズル・熟語づくり】[答え] A: 本、B: 屋

本紙「税タイムス」は、地域住民のみなさまに向けて、税知識の普及や納税の意義を周知するなど、税の啓発活動を推進するために毎年発行しています。法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与とともに、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。70年を超える歴史を有し、全国で約75万社が加入しています。税制改正に関する提言活動をはじめ、税務・経営等の研修会や講演会、また租税教育や税の啓発活動など、税を中心とした様々な事業を行っています。今後も地域社会への貢献活動を展開して参りたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、本紙の配付につきましては、各自会組織等のみなさまに、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。